

宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託

業務委託契約書（案）

令和8年5月

宇城市

宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託
業務委託契約書

- 1 契約の目的 上下水道事業官民連携包括業務委託
- 2 業務の内容 「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託 要求水準書」のとおり
- 3 契約期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで
- 4 契約金額 金 ●●●, ●●●, ●●●, ●●●円
(内、取引に係る消費税及び地方消費税
金 ●●, ●●●, ●●●, ●●●円)
- 5 契約保証金 免除

宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託（以下「本事業」という。）について、宇城市（以下「委託者」という。）と、[●●●（S P C、特別目的会社）/●●●共同企業体]¹（以下「受託者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者：

受託者：

¹ 受託者に関する提案内容に応じ、当該箇所を含め、適宜関連箇所の表現を調整することを想定しています。

目次

第1章 総則	1
第1条 定義	1
第2条 目的	1
第3条 公共性及び民間事業の趣旨の尊重	1
第4条 包括的民間委託	1
第5条 既定の適用関係	1
第6条 事業の留意点	1
第7条 書面主義	2
第2章 事業の実施	2
第1節 総則	2
第8条 法令の遵守	2
第9条 事業の実施体制等	3
第10条 管理技術者	3
第11条 業務遂行責任者	3
第12条 業務主任技術者	4
第13条 対象施設等の機能の確認及び使用	4
第14条 貸与品等	4
第15条 ユーティリティ等の調達	5
第16条 再委託	5
第2節 業務計画	5
第17条 業務計画書	5
第18条 業務改善提案	5
第19条 要求水準書等の変更等	6
第20条 要求水準書等の変更に伴う措置	6
第3節 業務の実施	6
第21条 業務の適正履行	6
第22条 施設更新等の要請	7
第23条 施設改良等	7
第24条 業務の一時中止	7
第25条 近隣対策等	7
第26条 工事完成検査及び引き渡し	7
第27条 契約不適合責任	8
第28条 契約不適合責任期間等	9
第29条 水質の確保	10
第30条 収入金の分別管理及び引き渡し	10

第4節 モニタリング.....	10
第31条 業務の報告.....	10
第32条 実施状況の確認と評価.....	10
第33条 改善通告.....	10
第34条 改善計画書の変更.....	10
第5節 委託費の支払い.....	11
第35条 委託費の額.....	11
第36条 委託費の支払い方法.....	11
第37条 物価等の変動に伴う委託費の変更.....	11
第6節 停止及び減額.....	11
第38条 委託費の支払い停止.....	11
第39条 業務遂行責任者等の交替請求.....	12
第40条 委託費の減額等.....	12
第7節 緊急時の対応.....	12
第41条 緊急時対応計画.....	12
第42条 緊急時等の指揮系統及び費用負担.....	12
第43条 水質異常時の対応.....	13
第44条 異常水量への対応.....	13
第45条 協働の措置.....	13
第46条 臨機の措置.....	13
第3章 契約の終了.....	13
第1節 契約の解除.....	13
第47条 受託者の債務不履行等による契約の解除.....	13
第48条 委託者の債務不履行による契約の解除.....	14
第49条 法令変更による契約の解除.....	14
第50条 不可抗力による契約の解除.....	14
第51条 暴力団等排除に係る契約の解除.....	14
第52条 談合その他不正行為による契約の解除.....	15
第2節 契約終了時の対応.....	15
第53条 契約終了時の対象施設等の確認.....	15
第54条 業務引継ぎ.....	16
第55条 終了手続きの費用負担.....	16
第56条 契約終了時の契約不適合責任.....	16
第57条 改良施設の撤去等.....	16
第58条 清算金.....	16
第4章 リスク分担.....	16
第1節 一般事項.....	16

第59条	基本的考え方	16
第60条	原水の確保	16
第61条	所有権	17
第62条	保険	17
第2節	法令変更	17
第63条	法令変更に伴う通知及び協議	17
第64条	法令変更に伴う追加費用又は損害の負担	17
第3節	不可抗力	17
第65条	不可抗力に伴う通知	17
第66条	不可抗力に伴う追加費用又は損害の負担	18
第5章	雑則	18
第67条	秘密の保持と情報の開示	18
第68条	契約の変更	18
第69条	契約の譲渡等	18
第70条	著作権等	18
第71条	著作権等の譲渡の禁止	19
第72条	著作権の侵害の防止	19
第73条	公租公課	20
第74条	賠償金等	20
第75条	暴力団からの不当介入の排除	20
第76条	使用言語等	20
第77条	準拠法	21
第78条	紛争の解決	21
第79条	管轄裁判所	21
第80条	業者調査への協力	21
第81条	本契約の構成書類	21
第82条	契約の費用	22
第83条	協議事項等	22

第1章 総則

(定義)

第1条 本契約において使用する用語の定義は、別紙1の定義集に定めるところによる。

(目的)

第2条 本契約は、委託者と受託者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 受託者は、本事業が、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、及び農業集落排水事業の安定的かつ効率的な運用を目的とすること並びに公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 委託者は、民間企業の経営能力及び技術的能力を活用し、民間企業の自主性と創意工夫を尊重するものとする。

(包括的民間委託)

第4条 委託者は、受託者に対して対象業務の実施を包括的に委託し、受託者は、これを受託する。

2 受託者は、対象業務を、本契約、公募書類及び提案書類に従い、適正かつ確実に実施する。

3 受託者は、本契約、公募書類及び提案書類による要求水準を満たし、対象業務の実施に必要な能力・資質・経験を有する人員を配置して、対象業務の実施に必要な装備を整える。

4 委託者は、本契約、公募書類及び提案書類の定めるところにより、受託者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するために、必要な措置をとる。

(規定の適用関係)

第5条 本契約、公募書類及び提案書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、要求水準書に関連する質問及びその回答、募集要項に関連する質問及びその回答、本契約及び要求水準書、募集要項、提案書類の順に優先して適用されるものとする。

2 前項の規定に関わらず、提案書類と提案書類に優先する前項記載の書類等との間に齟齬がある場合で、提案書類に記載された性能又は水準が提案書類に優先する前項記載の書類等に記載されたものを上回るときは、その限度で提案書類の記載が優先するものとする。

3 同一順位 of 書類の間に齟齬がある場合、委託者は、受託者の意見を聴いた上で、その取扱いにつき合理的に決定する。

(事業の留意点)

第6条 受託者は、宇城市水道事業給水条例（平成17年宇城市条例第179号、その後の改正を含む。）及び宇城市下水道条例（平成17年宇城市条例第169号、その後の改正を含む。）その他関係法令等を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって、対象業務を実施しなければならない。

2 遵守すべき主な関係法令は、次のとおり（その後の改正を含む。なお、各法令はあくまでも

例示である。)

水道法（昭和32年法律第177号）

下水道法（昭和33年法律第79号）

建築基準法（昭和25年法律第201号）

都市計画法（昭和43年法律第100号）

河川法（昭和39年法律第167号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

電気事業法（昭和39年法律第170号）

道路法（昭和27年法律第180号）

建設業法（昭和24年法律第100号）

消防法（昭和23年法律第186号）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

労働基準法（昭和22年法律第49号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

計量法（平成4年法律第51号）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

ただし、法令以外の基準、規定、規格、仕様、マニュアル等の内容については、必要に応じ委託者と受託者において協議を行う。

（書面主義）

第7条 委託者及び受託者は、本契約に定める指示、請求、通知、報告、承諾、承認、同意、確認、協議、合意及び解除（以下「指示等」という。）は、特段の定めがあるものを除き、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、14日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、その内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

4 本契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、委託者又は受託者が当該協議の内容を書面に記録し、双方で確認を行うものとする。

第2章 事業の実施

第1節 総則

（法令の遵守）

第8条 受託者は、対象業務に係る関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、

本契約、公募書類及び提案書類に従い、対象業務を実施しなければならない。

(事業の実施体制等)

第9条 対象業務における実施体制は次のとおりとする。

- (1) 受託者が対象業務を実施する対象施設の運転管理及び維持管理は、通年24時間連続とし、要求水準を確保できる体制を確立するものとする。
- (2) 委託者は、対象業務を監督する監理責任者を置くものとする。
- (3) 受託者は、対象業務遂行上の管理を掌る業務遂行責任者を置き、対象業務の履行に必要な従事者等を置くものとする。
- (4) 受託者は、対象業務の履行に必要な従事者等の中から、現場管理を掌る業務主任技術者を専任するものとする。
- (5) 受託者は、経営及び事務支援、改築計画策定及び実施設計等業務の実施に際しては、要求水準書に基づき管理技術者及び照査技術者を置くものとする。

(監理責任者)

第10条 委託者は、前条第1項2号に基づき監理責任者を置いたときは、その氏名を受託者に通知するものとする。また、監理責任者を変更したときも同様とする。

2 監理責任者は、本契約書の他の条項に定めるもの及び本契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監理責任者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有するものとする。

- (1) 委託者の水道法及び下水道法の責任を果たす上で必要な受託者又は受託者の業務主任技術者に対する業務に関する指示
- (2) 契約書、要求水準書、その他関係書類の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 対象業務の履行に関する受託者又は受託者の業務遂行責任者との協議
- (4) 対象業務の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告
- (5) モニタリングの実施及び通知

(業務遂行責任者)

第11条 受託者は、第9条第1項3号に基づき業務遂行責任者を置いたときは、その氏名その他必要な事項を委託者に通知するものとする。業務遂行責任者を変更したときも同様とする。

2 業務遂行責任者は、対象業務の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、委託費の変更、事業期間の変更、委託費の請求及び受理を除き、本契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができるものとする。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを業務遂行責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

4 業務遂行責任者は、次条に規定する業務主任技術者を兼務することができるものとする。この場合、当該兼務する業務主任技術者は、次条第3項各号に掲げる当該資格を有していなけれ

ばならない。

(業務主任技術者)

第12条 第9条第1項4号に基づき業務主任技術者を専任したときは、その氏名その他必要な事項を委託者に通知するものとする。業務主任技術者を変更したときも同様とする。

2 業務主任技術者は、水道施設又は下水道施設の現場管理者としてそれぞれ1名を専任するものとする。

3 業務主任技術者は、次の各号に掲げる資格を有するものとする。

(1) 水道施設の業務主任技術者は、水道法第19条第3項の水道技術管理者の有資格者であること。

(2) 下水道施設の業務主任技術者は、下水道法第22条第2項の有資格者であること。

4 受託者は、電気事業法第39条第1項の規定に基づき、経済産業省令で定める技術基準に適合するように自家用電気工作物を維持する義務を負い、維持及び管理の主体としてこれを行うものとし、電気事業法第43条第1項の有資格者を主任技術者とするものとする。

(対象施設等の機能の確認及び使用)

第13条 委託者及び受託者は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの間において、対象施設及び対象設備（以下「対象施設等」という。）の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立合の上、確認するものとする。なお、対象施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

2 前項による確認の結果、対象施設等に契約不適合（対象施設等が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであることをいう。以下、本契約において同じ。）があるときは、受託者は委託者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができる。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。

3 受託者は、前項にかかわらず、契約開始日から契約不適合責任期間（委託者がこの条の契約不適合に対して責任を負う期間をいい、当該日より1年間とする。）に、対象施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができる。

(貸与品等)

第14条 受託者による対象業務の実施に際し、委託者が無償で受託者に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）は、要求水準書別表18における「貸与可能備品」に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡を受けたときは、引渡の日から14日以内に、委託者に借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、本契約の定めるところにより本契約が終了した場合、全ての貸与品等を速やかに委託者に返還しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失又は毀損し、その返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復して返還しなければならない。ただし、経年劣化等の理由その他受託者の責に帰さない事由による場合はこの限りではなく、原則

として、委託者が代品を調達する。

(ユーティリティ等の調達)

第15条 受託者は、受託者の責任と費用により、移行期間を除く事業期間中において、要求水準書に定める対象業務の実施に必要となる電力、水道、薬品、ガスその他の燃料等を調達する。

2 受託者は、貸与品等を除き、契約期間中、自己の責任と費用により、対象業務の実施に必要となる消耗品、資機材、事務備品その他の物品を調達する。

(再委託)

第16条 受託者は、本契約について対象業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。ただし、構成員に委任、又は請け負わせる場合についてはこの限りではない。

2 受託者は、業務の一部（主たる部分を除く）について第三者に委任又は請け負わせようとする場合（以下「再委託」という。）、あらかじめ再委託の相手方（以下「再委託先」という。）の名称並びに住所及び再委託を行う業務の範囲並びに再委託の必要性等について記載した書面を提出し、委託者は次に掲げる事項について審査し、適正と認められる場合に書面により承認するものとする。ただし、委託者が軽微な業務であると認めるものについてはこの限りではない。

(1) 再委託を行う合理的理由

(2) 再委託先の再委託される業務を履行する能力等

3 前項の規定により承認された事項に変更がある場合は、受託者は変更の届けを提出し、委託者による審査及び承認を受けるものとする。

4 受託者は、自らが負う契約書等における一切の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について、委託者に対し責任を負うものとする。

第2節 業務計画

(業務計画書)

第17条 受託者は、対象業務を実施するにあたり、各事業年度の業務計画書を対象業務毎に作成し、当該事業年度が開始する40日前までに委託者に提出し、その承認を得なければならない。業務計画書の記載事項については、委託者との協議の上、定めるものとする。

2 受託者は、本契約、公募書類、提案書類及び業務計画書に従って対象業務を実施しなければならない。

3 受託者は、業務計画書につき委託者の承認を得た後であっても、本契約、公募書類及び提案書類に規定された要求水準を満たすために必要な又は望ましい場合には、業務計画書の変更を行うことができる。受託者が業務計画書を変更する場合、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

(業務改善提案)

第18条 受託者は、本事業に関する業務について、業務の水準を低下させることなく、要求水準書又は提案書類（以下「要求水準書等」という。）で示す手法より効果的かつ効率的な業務手

法を委託者に提案することができる。

- 2 受託者が、前項に基づく提案を行う場合には、任意の様式により改善提案書を作成し委託者に提出することとする。
- 3 委託者は、受託者から改善提案書を受領した後に、提案の内容について必要に応じて受託者からヒアリングを実施することができる。
- 4 委託者は、前各項により提案された業務手法について検討した結果、当該業務をより効果的かつ効率的に実施できる可能性があると判断した場合、一定の試用期間を設定し、その効果測定を実施する。
- 5 委託者は、前項に基づく効果測定の結果を踏まえ、次条及び第20条の規定に従い要求水準書等の変更を行うか否かを、受託者に通知しなければならない。

(要求水準書等の変更等)

- 第19条 委託者は、自ら又は前条による受託者の提案により、必要と認める場合は、受託者に対して要求水準書等の変更の検討を指示することができるものとし、受託者は当該指示後30日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を委託者に報告するものとする。
- 2 委託者は、前項による検討結果その他委託者が要求水準書等の変更内容を検討する上で必要とする情報を参照の上、要求水準書等を変更することができるものとし、速やかにその内容を受託者に通知しなければならない。
 - 3 前項に基づく変更後の要求水準書等は、委託者が受託者に対して前項の通知を行い、受託者が当該通知を受領した日の翌日から適用される。
 - 4 法令変更により、要求水準書等の内容を変更する必要があるときは、第63条の定めに従うものとする。

(要求水準書等の変更に伴う措置)

- 第20条 前条第2項により要求水準書等を変更した場合、当該変更により受託者に増加費用又は損害(委託費の減額は除く。)が生じたときは委託者が負担し、受託者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託費を減額するものとする。
- 2 前項において、委託者の負担する額又は受託者の委託費の減額については、委託者・受託者で協議して定めるものとする。
 - 3 前項により委託費の減額を行った場合においても、受託者の責任が免除又は軽減されるものではない。
 - 4 前条第4項の規定により、受託者に増加費用又は損害(委託費の減額は除く。)が生じた場合の措置は、別紙4の定めに従うものとする。

第3節 業務の実施

(業務の適正履行)

- 第21条 受託者は、本契約の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって対象業務を誠実に

履行しなければならない。

(施設更新等の要請)

第22条 対象施設の機能が維持できないとき又はその見込みがないとき、若しくは対象施設の修繕により、対象施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理的であると認められるときは、受託者は委託者に対し、その旨を報告し、施設の更新・改築を要請することができる。

2 前項の要請があったときは、委託者は速やかに対象施設の現況を調査して、更新・改築の是非を判断し、その内容を受託者に通知するものとする。

3 第1項の要請があったにもかかわらず、委託者が必要な施設の更新・改築を行わなかったため、受託者又は第三者に損害が生じた場合には、委託者はその損害を負担する。ただし、受託者に故意又は過失がある場合には、委託者はその程度に応じて、受託者に対し負うべき損害賠償を相殺し、又は第三者に対して行った損害賠償を、受託者に求償することができる。

(施設改良等)

第23条 対象業務を効果的かつ効率的に実施するため、受託者は委託者の承諾を得て、受託者の責任と費用により、対象施設の一部について、必要な変更、改良、又は設備の設置を行うことができる。

2 前項の設備を設置するときは、受託者は、必要最小限の範囲で対象施設に変更を加えることができる。この場合において、受託者は当該変更の内容について、事前に委託者に通知し、その承諾を得なければならない。

3 第1項において、受託者が対象施設に設置した設備の所有権は、受託者に帰属するものとする。ただし、委託者と受託者協議の上で、委託者がその所有権を有することを認めた場合はこの限りではない。

(業務の一時中止)

第24条 委託者は、必要と認めた場合には、受託者に対して中止の内容及び理由を通知して、全部又は一部の業務の実施を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は委託費を変更する。

(近隣対策等)

第25条 受託者は、工事の着手に先立って、自己の責任及び費用負担において、近隣住民に対して、工事計画等につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。委託者は、必要と認める場合には、受託者が行う説明に同席する等の協力を行う。

2 近隣対策(苦情処理等を含む。)の結果、受託者に生じた費用については、受託者が負担する。

(工事完成検査及び引き渡し)

第26条 受託者は、工事を完成したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受託者の立ち合いの上、工事目的物を対象として、本契約、公募書類及び提案書類に定めるところによ

り、工事の完成を確認するための検査（以下「工事完成検査」という。）を完了し、当該検査の完了後速やかにその結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知し、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 4 受託者は、工事完成検査について、検査、確認に必要な準備、資機材等の提供及び写真その他資料の整備を行うものとする。
- 5 委託者は、工事完成検査による完成の確認後、受託者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 6 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを委託費の支払完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 受託者は、工事が工事完成検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（契約不適合責任）

第27条 委託者は、引き渡された工事目的物に契約不適合があるときは、受託者に対し、工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて委託費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託費の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 受託者は、本契約の終了後においても前3項に基づく契約不適合責任を引き続き負うものとする。また、受託者は、本契約締結後速やかに、受託者の代表企業をして、委託者が合理的に満足する様式により、前3項に基づく受託者の契約不適合責任につき連帯保証する旨の保証書を委託者に差し入れさせるものとする。

（契約不適合責任期間等）

第28条 委託者は、引き渡された工事目的物に関し、第26条第5項又は第6項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託費の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、委託者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受託者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 委託者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 本契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指図により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

11 第1項に定めるもののほか、本契約終了の日から1年経過までの間に、受託者による対象業務の実施上の契約不適合に起因して対象施設又は対象設備に損害が発生した場合、委託者は、受託者に対して当該契約不適合の修補を請求することができる。

（水質の確保）

第29条 受託者は、要求水準書に基づき適正な浄水施設の運転管理を行うことにより、供給す

る水道水の安全を確保しなければならない。

(収入金の分別管理及び引き渡し)

第30条 受託者は、本事業に関して、委託者の収入金の収納業務を実施することにより受領した金銭を、固有の財産と分別して管理するものとし、収納した全ての収入金は、1日ごとに集計の後、受領日の翌開庁日に委託者の指定する銀行口座に収入金相当額を振り込むものとする。

2 前項において受託者は、銀行口座に振り込み後、委託者が別途指定する様式により収入金の内訳書を作成し、委託者へ速やかに提出しなければならない。

第4節 モニタリング

(業務の報告)

第31条 受託者は、毎日、業務日報を作成し、翌開庁日の午前10時までに委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、毎月、月次業務報告書を作成し、当該月の翌月10日までに委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、各事業年度に年次業務報告書を作成し、原則、当該年度の翌月末までに、委託者に提出しなければならない。

(実施状況の確認と評価)

第32条 委託者は、契約期間中、要求水準書及び提案書類に基づき対象業務の実施状況の確認と評価を行う。

2 委託者は、前項に基づく実施状況の確認と評価の結果を、受託者に事前通知のうえ、公表することができる。

(改善通告)

第33条 前条による実施状況の確認と評価の結果、要求水準書に定める要求水準の未達が判明した場合、委託者は、受託者に対して要求水準の未達部分を明らかにし、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

2 受託者は、前項の通告を受けたときには、当該通告を受領した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善内容を定めた改善計画書を委託者に提出するとともに、第31条第2項の月次業務報告書において、その実施状況を報告しなければならない。

3 委託者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受託者に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の変更)

第34条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達の是正がなされなかったときは、委託者は受託者に対して、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう通告するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。

第5節 委託費の支払い

(委託費の額)

第35条 委託者は、受託者による対象業務の実施の対価として、別紙2に定める額の委託費を受託者に支払うものとする。

- 2 受託者は、委託者が受託者に対し対象業務の内容変更を求めたこと（ただし、受託者の責めに帰すべき事由により委託者が内容変更を求めた場合を除く。）により追加費用の発生が見込まれる場合、委託者受託者協議の上、委託費の増額を求めることができる。

(委託費の支払い方法)

第36条 委託費の支払いは、別紙2に定める支払方法及び手続により支払うものとする。受託者は、第31条第2項に示す月次業務報告書を委託者に提出し、委託者による検査が完了したときには、四半期ごとに委託費の支払いを請求することができる。

- 2 委託者は、受託者の適法な請求を受けた日から30日以内に委託費を支払わなければならない。
- 3 委託者は、委託費の支払いが遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号、その後の改正を含む。）第8条第1項に定める割合による遅延損害金を支払うものとする。

(物価等の変動に伴う委託費の変更)

第37条 別紙2に定める指数に変動があった場合には、別紙2に基づいて改定を行うものとする。

- 2 予期することができない特別の事情により、本契約書に定める委託費が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、委託費の変更を協議することとする。

第6節 停止及び減額

(委託費の支払い停止)

第38条 第33条に基づき、変更し又は再提出した改善計画書（以下「再度の改善計画書」という。）に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときは、委託者は受託者に対し、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託費の支払いを停止することができる。

- 2 前項の支払停止を行う場合には、委託者は、受託者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 要求水準の未達が是正されたときは、委託者は、第1項に基づき支払いを停止していた委託費を、速やかに受託者に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(業務遂行責任者等の交代請求)

第39条 前条に定める委託費の支払停止のほか、再度の改善計画書に定める期日までに、当該要求水準の未達が是正されないときには、委託者は受託者に対し、業務遂行責任者、その他の関係者の交代を請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から10日以内に委託者に報告しなければならない。

(委託費の減額等)

第40条 委託者は、本契約に基づいて受託者が行う本事業について、定量的項目において要求水準を満たしていない場合は、次期四半期に支払う委託費を減額することができる。ただし、要求水準を満たしたと認めた場合、その月からあとの支払いの減額はしない。端数は千円未満を切り捨てる。

(1) 要求水準に到達しなかった期間が3か月以上続いたとき、次期四半期に支払う委託費の10パーセント

(2) 要求水準に到達しなかった期間が6か月以上続いたとき、次期四半期に支払う委託費の20パーセント

2 前項の委託費の減額は、委託者が受託者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、受託者は、その債務不履行により委託者に損害を生じさせた場合、当該損害を合理的な範囲内で賠償しなければならない。

第7節 緊急時の対応

(緊急時対応計画)

第41条 受託者は、契約締結日の翌日から事業開始日の30日前までに、地震、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、水質異常、感染拡大、その他の緊急事態が発生した場合における受託者の対応の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を本契約、公募書類、受託者の提案等に基づき策定し、委託者と協議の上、事業開始日前までに委託者の承諾を得なければならない。

2 受託者は、緊急事態の対応に対して万全を図るため、前項の緊急時対応計画書を必要に応じて適宜改訂するものとする。

3 受託者は、前項の改訂を行ったときは、速やかに委託者に届出、その承諾を得るものとする。

(緊急時等の指揮系統及び費用負担)

第42条 委託者は、緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、委託者の上下水道事業のために、委託者の介入が必要であると認めたときは、直ちに業務遂行責任者を通じて受託者にその旨通知するものとする。

2 受託者が前項の通知を受けたときは、業務遂行責任者は委託者の直接の指揮監督に服し、受託者及びその委託先は、業務遂行責任者を通じ、委託者の指示に従わなければならない。

3 委託者は、前項の規定により業務遂行責任者並びに受託者及びその委託先が委託者の指示に従ったことにより受託者に生じる費用を、合理的な範囲で負担する。

(水質異常時の対応)

第43条 不可抗力その他、受託者の責めによらず、水道法の水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるときは、受託者は、直ちに書面又は口頭によりその旨を委託者に報告し、委託者及び受託者はその対応を協議しなければならない。

2 委託者は、前項の場合において必要と認めるときは、受託者に対し、水道施設の一部又は全部を停止すること（以下「運転停止」という。）を指示することができる。

3 前項の運転停止により、第三者に損害が生じたときは、委託者は、これを賠償する一切の責めを負う。

(異常水量への対応)

第44条 不可抗力その他、受託者の責めによらず、水道施設の配水圧力及び配水量が急激に変動したとき、又は下水道施設の流入量が急激に変動したとき、受託者は、直ちに書面又は口頭によりその旨を委託者に報告し、委託者及び受託者はその対応を協議しなければならない。

2 委託者は、前項の場合において必要と認めるときは、受託者に対し、水道施設又は下水道施設の運転停止又はその他の措置を指示することができる。

3 前項の委託者の指示による運転停止又はその他の措置により、第三者に損害が生じたときは、委託者は、これを賠償する一切の責めを負う。

(協働の措置)

第45条 前2条において、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、委託者及び受託者は協働して必要な措置を講ずるものとし、受託者は、最大限の誠意と努力をもって、委託者に協力する義務を負うものとする。

2 前項の受託者の協力が対象業務の範囲外である場合で、増加費用が生じたときは、委託者が負担するものとし、その額は、委託者受託者協議の上で定めるものとする。

(臨機の措置)

第46条 受託者は、必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に報告しなければならない。

第3章 契約の終了

第1節 契約の解除

(受託者の債務不履行等による契約の解除)

第47条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

(1) 委託者が受託者に対して、第38条第1項の規定に基づき、委託費の支払い停止措置を講じた後、委託者が指定した相当期間経過後の日を経過しても、当該支払停止の理由となった

要求水準の未達が是正されないとき。

(2) 前号に規定するもののほか、受託者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 受託者(又は構成員のいずれか)が破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続又はこれらに類似した手続のいずれかについて、取締役会でその申立等を決議したとき又は第三者によってその申立がなされたとき。ただし、当該者が構成員のいずれかであるときは、受託者は、本契約の解除の前に、当該倒産手続開始申立て等が対象業務の履行に支障を及ぼすか否かにつき、委託者と協議することができる。

(4) 受託者が、本契約の履行に関し重大な義務に違反したとき。

2 前項の規定により契約が終了する場合は、受託者は、委託者の請求に基づき、委託者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約の残り期間に応じた契約金額の10分の1とする。

(委託者の債務不履行による契約の解除)

第48条 委託者が本契約に違反し、その違反によって、受託者による本契約の履行が不可能になったときは、受託者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定により契約が終了する場合は、委託者は、受託者の請求に基づき、受託者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約の残り期間に応じた契約金額の10分の1とする。

(法令変更による契約の解除)

第49条 契約期間において、第63条第3項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、委託者が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、委託者は、受託者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に基づき本契約が解除された場合、受託者に生じた損害の負担は、別紙4に従う。

(不可抗力による契約の解除)

第50条 契約期間において、第65条第3項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、委託者が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、委託者は、受託者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に基づき本契約が解除された場合、受託者に生じた損害の負担は、合理的な範囲で委託者が負担する。

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第51条 委託者は、受託者(又は構成員のいずれか)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当するほか、次の各号のいずれか掲げる者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)に該当すると認められたときは、本契約を解

除することができる。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

2 前項の規定により契約が終了する場合は、受託者は、委託者の請求に基づき、委託者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約の残り期間に応じた契約金額の10分の1とする。

（談合その他不正行為による契約の解除）

第52条 本事業に関して、受託者（又は構成員のいずれか）が上下水道事業において次の各号のいずれかに該当するときは、委託者は契約を解除することができる。

- (1) 当該者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。
- (2) 当該者を構成員とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（当該者に対してされたものに限る。））が確定したとき。
- (3) 当該者又はこれらの者の役員若しくは使用人に関して刑法（明治40年法律第45号、その後の改正を含む。）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 委託者は、前項の規定により本契約を解除したときは、受託者に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

第2節 契約終了時の対応

（契約終了時の対象施設等の確認）

第53条 本契約が終了するときは、委託者及び受託者の双方が立ち合いの上、対象施設等について、第13条第1項に基づき確認した対象施設等の内容と相違がないことを確認する。

2 前項の確認の結果、第13条第1項に基づき確認した対象施設等の内容と相違があるときは、

委託者は、受託者の責任と費用による修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その相違が経年劣化による場合、契約不適合が軽微な場合、又は委託者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りでない。

3 本契約が終了した場合、その終了事由のいかんにかかわらず、受託者は、速やかに、委託者に対し、上下水道事業官民連携包括業務委託（第2期）を実施するために必要な資料を引き渡さなければならない。

（業務引継ぎ）

第54条 本契約の終了に伴い、委託者が指定する者に対象業務の全部又は一部を委託する場合には、受託者は、委託者の指示に従い、当該委託者が指定する者に対して必要な引継ぎを行わなければならない。

（終了手続の費用負担）

第55条 本契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する委託者及び受託者に生ずる諸費用については、本契約に別段の定めがある場合を除き、各自これを負担する。

（契約終了時の契約不適合責任）

第56条 委託者は、本契約終了の日から1年経過までの間に、受託者による対象業務の実施に起因して対象施設等に契約不適合が発生した場合、委託者は、受託者に対して当該契約不適合の修補を請求することができる。

2 受託者は、本契約締結から事業開始までの間に、受託者の代表企業をして、前項に基づく受託者の契約不適合責任につき連帯保証する旨の保証書を委託者に差し入れさせるものとする。

（改良施設の撤去等）

第57条 本契約が終了したときは、受託者は受託者の責任と費用により、速やかに第23条第1項に基づき変更又は改良した施設を原状に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、委託者と受託者が協議し、そのうえで委託者が受託者に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。

（清算金）

第58条 第47条又は第48条により契約が解除されたとき、又は受託者が設置した設備の譲渡を委託者が要求した場合においては、委託者は受託者に対して清算金を支払うものとする。

第4章 リスク分担

第1節 一般事項

（基本的考え方）

第59条 委託者と受託者のリスク分担の基本的な考え方は、要求水準書別紙2のとおりとする。

（原水の確保）

第60条 水道水を安定的に供給するための原水の確保は、委託者が、自己の責任において、実

施しなければならない。

(所有権)

第61条 対象業務の実施によって受託者が委託者に提出した一切の文書、帳簿、書類、委託者から貸与されている電算機内のデータ等及び対象施設等（第23条第3項ただし書により委託者がその所有権を有することとなった設備を除く。）の所有権は、委託者に属する。ただし、受託者の知的財産権、著作権その他のノウハウが含まれる書面等はこの限りではない。

(保険)

第62条 受託者は、契約期間中、自己の費用により、必要な保険を付保するものとする。

2 受託者は、前項に基づき加入する保険の保険証書の写しを委託者に提出する。

第2節 法令変更

(法令変更に伴う通知及び協議)

第63条 本契約締結日以降に法令が変更されたことにより、本契約に従って対象業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、受託者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちにこれを委託者に対して通知するものとする。

2 委託者及び受託者は、前項の通知がなされた日以降において、本契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、委託者及び受託者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 委託者は、第1項の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに本契約の変更及び追加費用の負担等について、受託者と協議しなければならない。

(法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)

第64条 法令変更により、受託者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙4に従う。

第3節 不可抗力

(不可抗力に伴う通知)

第65条 受託者は、不可抗力により、本契約に従って対象業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は実施のために追加費用が発生するときは、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちにこれを委託者に対して通知するものとする。

2 前項の場合において、委託者及び受託者は、通知が発せられた日以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、履行義務を免れる。ただし、委託者及び受託者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順にしたがい、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 委託者は、第1項の通知を受けた場合、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約の変更及び追加費用の負担等について、受託者と協議しなければならない。

(不可抗力に伴う増加費用又は損害の負担)

第66条 前条第3項の規定により追加費用又は損害の状況が確認された場合、当該追加費用又は損害については、合理的な範囲で委託者が負担する。

第5章 雑則

(秘密の保持と情報の開示)

第67条 委託者及び受託者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前承諾がある場合及び委託者又は受託者が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

2 受託者は、対象業務に係る個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令及び別紙3を遵守しなければならない。

3 第1項の定めは、契約期間満了後又は本契約終了後も存続する。

4 受託者若しくは受託者が秘密情報の取扱いを委託した第三者が本条の義務に違反したこと、又は、受託者若しくは当該第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、委託者が損害を被った場合、受託者は委託者に対しその損害を賠償するとともに、委託者が必要と考える措置をとらなければならない。

(契約の変更)

第68条 本契約は、委託者と受託者の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更を行うことができる。

(契約の譲渡等)

第69条 受託者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の事前の承諾がある場合は、この限りではない。

(著作権等)

第70条 受託者は、受託者が対象業務を実施するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用权(委託者から許諾されたものを除く。)を自らの責任で取得するものとする。ただし、委託者が当該実施権等を指定し、かつ受託者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に要した合理的な費用を負担しなければならない。

2 受託者は、受託者の委託費が、前項の特許権等の実施権又は使用权取得の対価並びに本契約に基づいて、受託者が作成する成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。委託者は、委託者が受託者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受託者に請求しない。

3 本契約に基づき委託者が受託者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の

知的財産権は、委託者に留保されるものとする。

- 4 委託者は、本契約に基づき受託者が作成する成果物について、委託者の内部においては、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約終了後も存続するものとする。
- 5 本契約に基づき受託者が作成する成果物のうち著作者の権利の帰属は、著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。）の定めるところによる。
- 6 受託者は、本契約有効期間中及び本契約終了後においても、本契約に基づき受託者が作成する成果物を次の各号に掲げるところにより委託者が利用できるようにしなければならない。ただし、受託者の競争力に係る営業上又は技術上の機密情報が含まれると受託者が指定した成果物に対しては、委託者は、各号の利用にあたって、受託者と事前に協議の上行うものとする。なお、受託者は、自ら又は著作権者（委託者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部又は一部の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し又は委託者が認めた公的機関から公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 本契約に基づき受託者が作成する成果物（その複製物も含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 対象施設の増築、改築及び修繕等のために必要な範囲で委託者又は委託者が委託する第三者をして成果品について複製、領布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 対象施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 委託者及び受託者協議の上、対象施設の運営等の観点から問題ないと判断される範囲において、対象施設を増築、改築、修繕若しくは模様代えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 7 受託者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 本契約に基づいて受託者が作成する成果物を公表すること。
 - (2) 本契約に基づいて受託者が作成する成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

（著作権等の譲渡の禁止）

第71条 受託者は、自ら又は著作権者をして、本契約に基づき受託者が作成する成果物に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、継承し、又は譲渡させてはならない。

（著作権の侵害の防止）

第72条 受託者は、本契約に基づき受託者が作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する。

- 2 受託者は、本契約に基づき受託者が作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、若しくは必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を合理的な範囲内で負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（公租公課）

第73条 本契約に関して生じる公租公課は、すべて受託者の負担とする。委託者は、委託費に付される消費税及び地方消費税を支払うことを除き、本事業に関連するすべての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする。

(賠償金等)

第74条 受託者の責めに帰すべき事由により、受託者が業務の履行を著しく遅延したと委託者が認めた場合は、受託者は、履行を遅延した業務（以下「履行遅延業務」という。）を履行すべき日から履行遅延業務を現に履行した日（当該日を除く）までの期間について、履行遅延業務の対価相当額につき、年2.5パーセント（ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」の一部の改正により変更される。）の割合で計算した額を、遅延日数に応じて日割り計算（1年を365日とする。）により、違約金として委託者に支払うものとする。当該履行の遅延により委託者が当該違約金を超える損害を被ったときは、受託者は、当該超過部分を遅延損害金として支払わなければならない。

2 委託者の責めに帰すべき事由により、委託者が委託費の支払を遅延し、受託者からの請求があった場合、委託者は受託者に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。

3 受託者が、本契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を委託者の指定する期間内に支払わない場合、委託者は賠償金等の額に、賠償金等の額につき委託者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日（当該日を除く。）までの日数に応じ第1項の規定を準用して計算した遅延利息を加えた額を徴収する。

4 委託費が未払の場合にあっては、賠償金等及び当該委託費の支払日までに遅延利息がある場合は、その遅延利息を、委託者が支払うべき委託費から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、委託者は別途徴収する。

(暴力団からの不当介入の排除)

第75条 受託者は、本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受託者は、暴力団又は暴力団員からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(使用言語等)

第76条 本契約において用いる言語等は次の各号のとおりとする。

(1) 本契約の履行に関して委託者受託者間で用いる言語は、日本語とする。

- (2) 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (3) 本契約の履行に関して委託者受託者間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法の定めるところによる。
- (4) 本契約における期間の定めについては、特に定めがある場合を除き民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）及び商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含む。）の定めるところによる。
- (5) 本契約の履行に関して委託者受託者間で用いる時刻は日本標準時とする。

（準拠法）

第77条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

（紛争の解決）

第78条 本契約の各条項において、委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに対して受託者に不服がある場合、その他本契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者と受託者とが折半し、その他のものは委託者と受託者とがそれぞれ負担する。

- 2 委託者又は受託者は、前項で規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号、その後の改正を含む。）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号、その後の改正を含む。）に基づく調停の申立てを行うことができない。

（管轄裁判所）

第79条 本契約に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、熊本地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とするとともに、委託者及び受託者は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

（業者調査への協力）

第80条 委託者が、本契約に係る委託者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、委託者は、受託者に対し、受託者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受託者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、本契約の終了後も、終了日の属する事業年度から2事業年度の間は、同様とする。
- 3 受託者は、本契約締結後速やかに、受託者の代表企業をして、前項に基づく受託者の協力義務につき連帯保証する旨の保証書を委託者に差し入れさせるものとする。

（本契約の構成書類）

第81条 委託者と受託者は、本事業につき、本契約とともに、公募書類及び提案書類は、すべ

て本契約の契約内容を構成することを確認する。

(契約の費用)

第82条 本契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(協議事項等)

第83条 本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議して決定するものとする。

(以下余白)

別紙 1

定義集

本契約において使用する用語の定義は、以下のとおりとし、本契約において別段の定めのない用語は、要求水準書に定める意味を有する。

1. 「対象業務」とは、本別紙 1 の別表 1 において規定されたものをいう。
2. 「公募書類」とは、募集要項、要求水準書及びそれに関連する質問回答等（その後の変更を含む。）の一切の書類をいう。
3. 「提案書類」とは、受託者が本事業の公募手続において委託者に提出した提案書類、委託者からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の書類をいう。
4. 「要求水準書」とは、本事業の公募手続において、委託者が令和●年●●月●日付で公表した上下水道事業官民連携包括業務委託要求水準書（本契約に従ったその後の変更を含む。）をいう。
5. 「募集要項」とは、本事業の公募手続において委託者が令和●年●●月●日付で公表した上下水道事業官民連携包括業務委託募集要項（それに関連する質問回答等による修正、追加等を含む。）をいう。
6. 「対象施設」とは、要求水準書別紙 6、別紙 7、別紙 8 及び別紙 9 において規定された施設をいう。
7. 「構成員」とは、[S P C の株主/ J V の代表企業及び構成企業]をいう。
8. 「事業年度」とは、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終了する 1 年間をいう。
9. 「開庁日」とは土曜日、日曜日、国民の祝日（休日）及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く日をいう。
10. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、疫病・感染症の流行、その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動、テロ行為、サイバー攻撃、戦争、その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの又は回避不能のものであって、委託者及び受託者のいずれの責めにも帰さないものをいう。
11. 「工事」とは、改築業務のうち改築工事業務として実施される一切の工事をいう。

別表 1 対象業務

業務区分	業務項目
1. 水道施設関連業務	(1) 運転管理業務
	(2) 保守管理業務
	(3) 修繕及び環境整備業務
	(4) その他業務
2. 下水道施設関連業務	(1) 運転管理業務
	(2) 保守管理業務
	(3) 修繕及び環境整備業務
	(4) その他業務
	(5) アドバイザリー業務
3. 農業集落排水処理施設関連業務	(1) アドバイザリー業務
	(2) 修繕
4. 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場関連業務	(1) 運転管理業務
	(2) 保守管理業務
	(3) 修繕及び環境整備業務
5. 料金徴収・窓口関係業務	(1) 窓口・受付業務
	(2) 検針業務
	(3) 調定・更正業務
	(4) 会計・収納業務
	(5) 開栓・閉栓業務
	(6) 滞納整理業務（受益者負担金含む）
	(7) 給水停止業務
	(8) 電子計算処理業務
	(9) 量水器（メーター）管理業務
	(10) 給水装置工事業務
	(11) 排水設備工事業務
6. 施設更新計画策定及び実施設計等業務	(1) 施設更新計画作成に関する業務（水道・下水道）
	(2) 改築実施設計業務
	(3) 計画策定支援業務
7. 改築工事業務	(1) 改築計画業務
	(2) 改築工事業務
	(3) その他業務

別紙 2

委託費の額及び支払方法

1. 契約期間中の委託費の構成

契約期間中の委託費は、以下の各費目で構成する。

- (1) 人件費
- (2) 物件費（物価スライドの対象とするもの）
 - ア. 水道施設及び簡易水道施設の維持管理業務委託費
 - イ. 下水道施設の維持管理業務委託費
 - ウ. 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の維持管理業務委託費
 - エ. 料金徴収・窓口関係業務委託費
 - オ. 施設更新計画策定及び実施設計等業務委託費
- (3) その他の物件費
- (4) ユーティリティ費
- (5) 設計・改築費

2. 契約期間中の委託費

委託費の毎年の額（以下「年額」という。）は、契約金額の内訳書における各事業年度の額とする。

ただし、第17条に基づき受託者が作成する業務計画書において、受託者は、契約金額の内訳を年度間で振り替えて作成することができるものとする。このとき、当該年度の年額は、当該業務計画書で委託者の承認を受けた額とする。

- (1) 人件費
- (2) 物件費（物価スライドの対象とするもの）
 - ア. 水道施設及び簡易水道施設の維持管理業務委託費
 - イ. 下水道施設の維持管理業務委託費
 - ウ. 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の維持管理業務委託費
 - エ. 料金徴収・窓口関係業務委託費
 - オ. 施設更新計画策定及び実施設計等業務委託費
- (3) その他の物件費
- (4) ユーティリティ費
- (5) 設計・改築費

年額は、契約金額の内訳書における各事業年度の額とする。

3. 物価変動に伴う委託費の変更

(1) 賃金水準の変動に伴う人件費の変更

ア. 採用する指標

民間給与実態調査（熊本県人事委員会）が公表する「職員の給与等に関する報告および勧告」における「民間の給与（月例給）」から算出した変動率。

イ. 変動の判定

令和N年度の指標と令和N-1年度の指標を比較し、変動が±1.0%（小数点第2位を切り捨てる。）以上と認められる場合、又は令和N年度の指標と、直近の改定に用いた指標を比較し、変動が±1.5%以上（小数点第2位を切り捨てる。）と認められる場合。

ウ. 精算時期及び改定方法

毎年度、提出された内訳書の人件費について、10月に公表される「職員の給与等に関する報告および勧告」における指標値の変動率の状況を確認、協議を行い、決定した額により、年度内に精算する。なお、1円未満の端数については切り捨てる。

(2) 物価変動に伴う物件費の変更

ア. 対象となる物件費

対象となる物件費は1.(2)とする。

イ. 採用する指標

日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数」のうち、企業向けサービス価格指数（〔消費税を除く基本分類指数〕総平均）を指標値とする。

ウ. 変動の判定

令和N年1月から令和N年12月までの指標値の平均と、令和N-1年1月から令和N-1年12月までの指標値の平均を比較し、変動が±1.0%（小数点第2位を切り捨てる。）以上と認められる場合、又は令和N年1月から令和N年12月までの指標値の平均と、直近の改定に用いた指標値の平均を比較し、変動が±1.5%（小数点第2位を切り捨てる。）以上と認められる場合。

但し、初回の改定にあたっては、令和6年1月から12月までの指標値の平均と、令和N年1月から令和N年12月までの指標値の平均を比較し、変動が1.5%（小数点第2位を切り捨てる。）以上と認められる場合。

エ. 精算時期及び改定方法

毎年度、提出された内訳書のア. 対象となる物件費について、2月に公表される1月速報中のイ. 採用する指標の変動率の状況を確認、協議を行い、決定した額により、年度内に精算する。なお、1円未満の端数については切り捨てる。

(3) 物価変動に伴うユーティリティ費の変更

ア. 対象となるユーティリティ費

対象となるユーティリティ費は1.(4)とする。

イ. 採用する指標日本銀行が公表する「企業物価指数」のうち、企業物価指数（電気・都市ガス・水道）を指標値とする。

ウ. 変動の判定

令和N年1月から令和N年12月までの指標値の平均と、令和N-1年1月から令和N-1年12月までの指標値の平均を比較し、変動が±1.0%（小数点第2位を切り捨てる。）以上と認められる場合、又は令和N年1月から令和N年12月までの指標値の平均と、直近の改定に用いた指標値の平均を比較し、変動が±1.5%（小数点第2位を切り捨てる。）以上と認められる場合。

但し、初回の改定にあたっては、令和6年1月から12月までの指標値の平均と、令和N年1月から令和N年12月までの指標値の平均を比較し、変動が1.5%（小数点第2位を切り捨てる。）以上と認められる場合。

エ. 精算時期及び改定方法

毎年度、提出された内訳書のア. 対象となる物件費について、2月に公表される1月速報中のイ. 採用する指標の変動率の状況を確認、協議を行い、決定した額により、年度内に精算する。なお、1円未満の端数については切り捨てる。

(4) 物価変動に伴う設計・改築費の変更

ア. 対象となる設計・改築費

対象となる設計・改築費は1.(5)とする。

イ. 採用する指標

「建設物価（財団法人建設物価調査会発行）」の熊本の指数における「電気機械」を指標値とする。

ウ. 変動の判定

令和N年1月から令和N年12月までの指標値の平均と、令和N-1年1月から令和N-1年12月までの指標値の平均を比較し、変動が±1.0%（小数点第2位を切り捨てる。）以上と認められる場合、又は令和N年1月から令和N年12月までの指標値の平均と、直近の改定に用いた指標値の平均を比較し、変動が±1.5%（小数点第2位を切り捨てる。）以上と認められる場合。

但し、初回の改定にあたっては、令和7年1月から12月までの指標値の平均と、令和N年1月から令和N年12月までの指標値の平均を比較し、変動が1.5%（小数点第2位を切り捨てる。）以上と認められる場合。

エ. 精算時期及び改定方法

提出された内訳書のア. 対象となる物件費について、イ. 採用する指標の変動が確認された日より、1か月以内かつ、対象施設の引渡しの3か月前までに協議を行い、改定の請求を行う。委託者又は受託者は、当該請求があったときは、変動前残設計工事代金額（設計・改築費から当該請求時の出来形部分に相応する設計・改築費及び既払の前払金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残設計工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残設計工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残設計工事代金額の1.0%もしくは1.5%を超える額につき、設計・改築費の改定に応じなければならない。なお、1円未満の端数については切り捨てる。

4. 委託費の支払い方法

受託者は、委託者に委託費を請求するときは、以下の費目ごとの内訳を当該請求書に記載するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 物件費（物価スライドの対象とするもの）
- (3) その他の物件費
- (4) ユーティリティ費
- (5) 設計・改築費

ただし、(3) その他の物件費の対象となる委託費については、受託者は、当該四半期中の実施状況を委託者に提出し、確認を受けた金額について、委託費の支払いを請求することができる。

個人情報保護に関する特記仕様書

本事業を履行するために受託者が講ずるべき、個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置は次のとおりであるので、本事業を履行するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守し、個人情報を保護しなければならない。

- (1) 本事業に係る秘密を保持すること。
- (2) 個人情報を厳重に管理すること。
- (3) 個人情報を本事業を履行する目的以外に使用しないこと。
- (4) 個人情報を第三者に提供しないこと（委託者の承諾を受けた場合を除く）。
- (5) 委託者の承諾を受けることなく、本事業の処理を第三者に請け負わせ、又は再委託しないこと。
- (6) 委託者の承諾を受けることなく、個人情報の複写又は複製をしないこと。
- (7) 本事業の処理を完了したときは、個人情報（複写又は複製したものを含む。）を直ちに返還し、又は廃棄すること。
- (8) 委託者が必要と認めて本事業の処理状況又は個人情報の管理に関する調査を行うときは、これに応じること。
- (9) 本事業の処理に関し事故が発生したときは、直ちに、委託者に報告し、指示に従うこと。
- (10) 自己の責めに帰する事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (11) その他委託者が必要と認めて指示する事項を遵守すること。

法令変更による増加費用及び損害の負担

1. 本契約に規定する法令変更に基づいて受託者に増加費用及び損害が発生する場合の委託者の費用負担の割合は以下のとおりとする。
 - (1) 委託者の事業履行上で直接関係する法令変更の場合 100%
 - (2) (1)以外の法令変更の場合 0%
2. 本別紙において「本事業に直接影響を与える法令変更」とは、特に対象業務及び対象業務類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で受託者の費用に影響があるものを意味し、原則として、宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年宇城市条例第177号、その後の改正を含む。）及び本契約第6条第2項に主な遵守すべき関係法令として掲げる法令の変更をいう。なお、受託者が本事業を実施するために委託先・調達先その他の第三者に支払う消費税・地方消費税にかかる税率の変更は含まないが、委託者が受託者に支払う契約金額に適用される消費税・地方消費税にかかる税率の変更を含む。
3. 税制変更及び営利法人に一般的に適用される法令変更は本事業に直接影響を与える法令変更に含まれないものとする。

